

鳥取県告示第 150 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

土 地 改 良 事 業 の 名 称			工事完了年月日
広域営農団地農道整備事業	西伯地区	農道整備	平成13年3月30日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	春日地区	農道整備	昭和44年3月31日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	溝口地区	農道整備	昭和45年3月31日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	岸本地区	農道整備	昭和46年3月31日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	羽田井地区	農道整備	平成7年3月31日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	小竹地区	農道整備	平成14年3月25日
ふるさと農道緊急整備事業	越敷野地区	農道整備	平成11年3月31日
ふるさと農道緊急整備事業	逢坂地区	農道整備	平成11年3月31日
ふるさと農道緊急整備事業	一ノ段地区	農道整備	平成11年3月31日
ふるさと農道緊急整備事業	番原地区	農道整備	平成13年3月28日
ふるさと農道緊急整備事業	佐摩地区	農道整備	平成13年3月26日
ふるさと農道緊急整備事業	逢坂2期地区	農道整備	平成15年3月26日